

(別紙1-6)

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

イの対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

いか釣り漁業（法第121条第1項の規定による秋田海区漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業、秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第12号に掲げる小型いか釣り漁業をいう。以下この別紙において同じ。））、その他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県するめいか漁業に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

いか釣り漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（許認可隻数）
いか釣り漁業	67

5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。